桑名市議会議長 竹 石 正 徳 様

総務安全委員会 委員長 飯田 尚人

総務安全委員会調査研究報告書

本委員会の所管事務調査について、下記のとおり調査研究結果を報告します。

記

I 調査研究事項(事業評価対象事業)

- 1. 三重地方税管理回収機構負担金
- 2. 動物愛護及び狂犬病予防対策事業

Ⅱ 委員会の開催状況及び内容

| 月日 | 協議内容等 | | 協議内容等 | |
|-------|---|--|-------|--|
| 4月10日 | ○ 調査研究事項(事業評価対象事業)の検討、決定 | | | |
| 4月25日 | ○ 現状及び課題等の確認○ 行政視察先の決定等 | | | |
| 7月 6日 | ○ 行政視察【三重地方税管理回収機構】【あすまいる(三重県動物愛護推進センター)】 | | | |
| 7月30日 | ○ 行政視察の総括と具体的な事業評価内容の検討 | | | |
| 8月23日 | ○ 委員会調査研究報告書の調整 | | | |
| 9月19日 | ○ 委員会調査研究報告書の最終調整 | | | |

Ⅲ 行政視察

1. 三重地方税管理回収機構

地方自治体において、税の滞納者を放置することは納税者の地方税に対する不公平感を増大させ、また地方行政への信頼を著しく損ねることになりかねない。

各自治体の徴税事務においては、徴収専門員の不足、人事異動等により専門知識やノウハウが蓄積されない、滞納者との距離が近く、また行政に対し不満を持っている滞納者が多いことから差し押さえ等の処分がやりづらい、といった課題があった。これらの課題に対応するため、県では広域的な徴収体制の構築を目的とし、平成16年4月に県内全市町村で構成される三重地方税管理回収機構が設立された。

回収機構ではその基本姿勢を「公平は税の原則」、「悪質な滞納は絶対に許さない」、「まっ正面から滞納対策に取り組む」としており、税を納付する能力がありながら納付しない滞納者に対しては、一歩も引かない、攻めの滞納整理に努めている。

こうした姿勢のもと、市町での整理困難事案や不動産公売事案を扱う徴収第一課では、 平成16年度の設立以来、平成29年度までの累計で94億4,200万円余を、また本税50万円 未満の少額事案を扱う徴収第二課においても過去3年間の累計で9億6,900万円余を徴 収している。回収機構で引き受けた案件は基本的に1年間で滞納整理を行うこととして いるが、徴収できずに期間が経過した場合は案件を市町に返すことになる。

徴収の過程で滞納処分として差し押さえを行う場合、滞納者に対して、処分に不服がある場合は審査請求を行うことができる旨を記載した通知を送付することになっている。また、税の公平性に関する内容は記載していないが、悪質な滞納者に対しては厳しく滞納整理を行うことで税の公平性を担保している。

税の滞納は、景気の動向等に左右されるものではなく、本人の納税意識の低さから起こるものであり、この意識を改善させることが肝要である。

回収機構の事務局は県派遣職員のほか、市町からの派遣職員で構成され、職員は派遣期間中に回収機構で蓄積した徴収実務の知識・ノウハウ・技術を各市町にフィードバックすることで、県内全域で市町の徴収業務の向上が期待でき、回収機構は県内の税務職員の貴重な研修の場ともなっている。今年度より名張市が脱退することになったが、現在のところ他市町で同様の動きは見られず、引き続き現在の体制を維持している。また、民間委託等の可能性についても現時点では検討していないとのことであった。

| (会 老) | 過去三年間の徴収金額 |
|---------|------------|
| | |

| 徴収第一課 | | 徴収第二課 | | |
|----------|-------------|----------|-----------|--|
| 徴収年度 | 徴収金額 (千円) | 徴収年度 | 徴収金額 (千円) | |
| 平成 27 年度 | 818, 906 | 平成 27 年度 | 356, 855 | |
| 平成 28 年度 | 587, 977 | 平成 28 年度 | 337, 399 | |
| 平成 29 年度 | 564, 863 | 平成 29 年度 | 274, 811 | |
| 合 計 | 1, 971, 746 | 合 計 | 969, 065 | |

2. あすまいる (三重県動物愛護推進センター)

三重県では、「人と動物が安全・快適に共生できる社会」を目指し、動物愛護教室等の普及啓発活動、終生飼養の指導により引き取り数を減らす取り組みや譲渡事業等を行っている。これにより犬・猫の殺処分数は減少傾向にあるが、将来的に殺処分がなくなることを目指し、取り組みを強化するための拠点として、平成 29 年 5 月に「あすまいる」(三重県動物愛護センター)が開所された。

「あすまいる」の主な取り組みは以下の3点である。

①殺処分数ゼロに向けた取り組み

大・猫の譲渡を推進、また飼い主のいない猫の減少に向けた取り組みや動物愛護教 室などの普及啓発活動を充実させ、犬・猫の引き取り数を減少させる。

②災害時などの危機管理対応の取り組み

災害時の動物救護体制の整備、狂犬病発生時の危機管理対応の取り組みを強化する。

③さまざまな主体との協創の取り組み

関係団体やボランティアと連携し、犬・猫の譲渡や災害時の被災動物の救護活動などの取り組みを実践する。

これら3点の取り組みにより、2023 年度までに犬・猫の殺処分数をゼロにすることを目指している。

「あすまいる」が特に推進するのはTNR活動(T:Trap=捕獲、N:Neuter=不妊・去勢手術、R:Return=元の場所に戻す)と呼ばれるものである。これは、地域において捕獲した猫に不妊・去勢手術を施し、元の場所に返すというもので、手術済の猫には目印として耳先をカットしている。これにより野良猫の繁殖を抑制し、結果として糞尿等による生活環境被害を軽減させ、また引き取り数を減少させようとするものである。課題としては手術に係る費用や、地元への理解などが挙げられる。

今年度、手術等に必要な費用の一部をクラウドファンディングで募集したところ、目標金額 120 万円に対し 200 万円を超える寄附金が集まったほか、犬・猫の手入れを行うプロのトリマーにもボランティアで協力してもらっている。また、県ではふるさと納税として寄附金の活用先に「動物愛護の推進」を設定し、通年で募集している。

また、犬・猫の譲渡については、「あすまいる」での譲渡だけでなく、県内保健所等における出張譲渡会にも取り組んでいる。本年度は松阪市内の小売店で実施したほか、桑名市をはじめ、志摩市や四日市市の保健所での譲渡会を予定している。平成 29 年度は合計で犬:134 件、猫:346 件の譲渡が成立した。

これら「あすまいる」の活動を含め、動物愛護に関する施策の甲斐もあり、県内の殺処分数は平成 20 年度には犬:1,172 頭、猫:3,459 頭であったのに対し、平成 29 年度には犬:61 頭、猫:77 頭と大幅に減少している。

しかしながら、不妊・去勢手術は公益財団法人どうぶつ基金や動物愛護ボランティア 等の協力を得ながら無料で実施しているところであるが、この体制をいつまで維持でき るかは不透明であり、また現時点においても職員の過重労働が深刻化していることから、 今後はボランティアも含め、スタッフの確保が急務である。

現在は「あすまいる」が開所してから日が浅いこともあり非常に高い関心が寄せられているが、今後はその関心が徐々に薄れていくのではないかと職員は危惧している。県内自治体に対しては、「あすまいる」の施策について積極的な広報活動や、TNR活動の際に地元の理解を得るための協力を要請したいとのことであった。

IV 調査研究結果(事業評価)

| 会計名称 | 一般会計 | | | |
|-----------------------------|----------|--|------|--|
| 事務 三重地方税管理回収機構負担金 | | | | |
| 1. 現 状 の 評 価 2. 今 後 の 方 向 性 | | | | |
| | 「きわめて良好」 | | 「拡充」 | |

| 1. 現 状 の 評 価 | | 2. 今 | 後の方向性 |
|--------------|----------|------|-------------|
| | 「きわめて良好」 | | 「拡充」 |
| 0 | 「適正」 | 0 | 「現状のまま継続」 |
| | 「おおむね適正」 | | 「改善・効率化し継続」 |
| | 「一部不適正」 | | 「見直しのうえ縮小」 |
| | 「不適正」 | | 「休止・廃止」 |

3. 判 定 理 由 等

平成16年4月、当時の県内全市町村で構成される三重地方税管理回収機構が設立 されて以来、本市においても不動産公売事案や大口滞納事案、その他の整理困難事 案など数多くの滞納整理を回収機構に移管している。

回収機構の構成市町は、滞納整理を行う職員を派遣するほか、毎年の負担金として、一律10万円の均等割、1件あたり14万円の処理件数割、実績に応じた徴収実績割を支払っており、本市の平成30年度の負担金は1,250万円余である。平成16年度以降の負担金及び派遣職員の人件費を合計した金額は2億3,500万円余、これに対し徴収金額の合計は8億4,100万円余と、費用対効果の面で一定の成果は見られる。

また、本市はこれまでに合計4名の職員を回収機構に派遣しており、これらの職員は派遣期間を終え本市に戻った後は収税対策室に配属され、回収機構で得た税の専門知識や滞納整理のノウハウなどを継承し、組織のリーダー的存在として回収機構と連携を図りながら業務にあたっている。

今後は、引き続き滞納整理を可能にし、もって税の公平性を担保するため、整理 困難事案や不動産公売事案等を扱う徴収第一課への移管のみならず、本税50万円未 満の少額事案を扱う徴収第二課への移管や職員派遣の可能性も考えられる。

また、回収機構への移管は、不動産や現金などの資力を有しているにもかかわらず滞納している案件が対象であり、その後の滞納整理は回収機構に委ねることになる。しかしながら、移管後においても滞納者の生活面には十分に配慮し、徴収方法やその後の経過などは注視すべきである。

最後に、滞納に至った要因として市政に対する不満等も考えられるため、丁寧で 誠実な市政運営により、市民の納税意識を向上させるように努める必要もあるので はないかと考える。

以上を踏まえ、現状の評価については「適正」であるとし、今後の方向性としては「現状のまま継続」すべきものと評価した。なお、今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意し、さらなる事業の推進に努められたい。

- ①徴収第二課について、費用対効果を検証の上、移管及び職員派遣の可能性について検討されたい。
- ②案件の移管後は回収機構任せにするのではなく、滞納者の生活面にも配慮し、滞納整理の動向については十分に注視されたい。

| 会計名称 | 一般会計 |
|------------|-----------------|
| 事 務 事業名 | 動物愛護及び狂犬病予防対策事業 |

| 1. 現 状 の 評 価 | | 2. 今 | 後 の 方 向 性 |
|--------------|----------|------|-------------|
| | 「きわめて良好」 | | 「拡充」 |
| | 「適正」 | | 「現状のまま継続」 |
| 0 | 「おおむね適正」 | 0 | 「改善・効率化し継続」 |
| | 「一部不適正」 | | 「見直しのうえ縮小」 |
| | 「不適正」 | | 「休止・廃止」 |

3. 判 定 理 由 等

市では、動物愛護に関する施策として、看板や広報紙を活用した動物愛護への意識や飼育マナーの啓発、狂犬病予防対策事務としての畜犬登録や集合注射の実施、飼い犬・飼い猫の不妊及び去勢手術費の一部助成の三つの事業を行っている。

中でも三点目の事業については、合併前の旧市町時代から続く事業であり、飼い 犬・飼い猫の不必要な繁殖を防止するために実施しているが、その一方で、飼い主 のいない猫に対しては補助を行っていないのが現状である。

直接的な因果関係は定かではないが、三重県内における近年の犬・猫の引き取り 状況については飼い主の有無にかかわらず減少傾向にあり、また引き取り後の譲渡 件数が増加する半面、殺処分の件数は順調に減少している。また桑名保健所管内に おいても同様の傾向がみられ、事業として一定の効果が認められる。

しかしながら、本来、飼い犬・飼い猫の管理は飼い主が責任を持って行うべきであり、補助金の使途については検討の余地があると思われる。

また、県においては飼い主のいない猫、いわゆる地域猫に対する施策としてTN R活動を推進しており、昨年度は、本市でも県主導のもと自治会の協力を得た上でこの活動を実施した。

このように、動物愛護に関する施策は県が所管する部分も多いことから、市としては今後、県の活動を支援するため、積極的な広報活動を行うほか、地域猫の捕獲 罠の設置や飼い猫と地域猫の区別等に関して地域の協力を得ることに注力すべきと 考える。その上で、県に対しては更なる事業推進について強く要望していくことも 重要である。そして、地域猫の捕獲や移送を全て行政職員だけで行うことは困難で あるため、ボランティアの育成や動物愛護団体との協力体制の構築も求められる。

以上を踏まえ、現状の評価については「おおむね適正」であるとし、今後の方向性としては「改善・効率化し継続」すべきものと評価した。なお、今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意し、さらなる事業の推進に努められたい。

- ①飼い犬・飼い猫に対する不妊及び去勢手術費の一部助成については、その補助対象を、飼い主のいない犬・猫に振り向けられるよう検討されたい。
- ②TNR活動など県が実施する施策について、広報活動や地域への説明等により協力した上で、県に対しては更なる事業推進について要望されたい。
- ③事業への協力を得るために、ボランティアの育成や連携に努められたい。